

丹波篠山市環境保全条例の一部改正パブリックコメントの趣旨と回答

- 1 受付期間 令和3年6月21日から8月10日まで
- 2 メール、郵送、ファックス等によるパブリックコメント  
 (1) 意見の数 27人、27件

(2) 提出された意見の概要及び提出意見に対する市長の考え方等

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方	案の修正の有無
1	今回の条例改正には行政代執行が可能な内容になり、度重なる勧告、命令にも従わない悪徳な業者にはここまでしていただける条例はやはり必要です。 条例改正を切に願います。	条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。	修正なし
2	改正内容について異論なく丹波篠山市の原案通りで良いと思います。	条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。	修正なし
3	丹波篠山市環境保全条例の一部改正(案)について、全面的に賛同いたします。 今般の改正によって、ルールを守らず、地域と共に歩もうとすることを考えない事業者に対してより強制力のある条例ができることは有り難しく、地域に暮らす人々、地域の環境や将来を守ることに繋がると思います。 引き続き、少子高齢化や過疎化が進む地域の環境を守るためご尽力していただくと有り難しく存じます。 又、住み良い美しい環境を維持して頂くことで、地方移住が注目される中で検討する方々への強いアピールとなりますのでこちらも重ねて強く要望させていただきます。	条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。	修正なし
4	賛成です。	条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。	修正なし
5	条例改正に賛成いたします。 ルールを守らない事業者のために、地域の住民の生活環境が損なわれることは怒りを覚えます。 また、その事業者の行為を止める術がないことは、市が正しい行政をおこなえないと考えます。 性善説では悪意のある(常識のない)事業者の行為を正すことはできないと思います。 罰金などではなく、原状回復にまで踏み込んだ条例の改正を望みます。 また、この条例を圧力にして、事業者の移転などを促すものではなく、正当な手続き、期間を設けたうえで、粛々と代執行などを進めていただきたいと思います。	条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。	修正なし

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方	案の修正の有無
6	<p>丹波篠山市環境保全条例の一部改正を強く求めます。</p> <p>河谷地区に起こっている公害問題に初期の段階から、事の状況を地域住民と共に見守っています。</p> <p>毎日、この地区の住人に用事がある人しか入らない様な行き止まりの一本道を、確信的に法を犯している人物が何食わぬ顔で通り続け、相変わらず事業を続けています。</p> <p>その状況を知りながら、地域住民は生活を営み、人格は育まれています。</p> <p>この問題が、時間と共にうやむやのまま解決できないことは、受け入れられません。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
7	<p>賛成です。</p> <p>丹波篠山市もご存知の通り、桑原地区では、法律、条例を守らない身勝手な違反業者によって住民も自治会も長年に渡り困り続けています。勧告され命令され氏名公表されても、そのまま事業を続けています。</p> <p>これではルールがあっても意味がありません。違反者に対して、行政の取り締まりの力があまりにもありません。</p> <p>ここまで悪質な業者に対して、注意するだけで何もできないのはおかしいです。</p> <p>今回の条例改正に大いに期待しています。</p> <p>違反施設の撤去、事業の停止、当然だと思えます。</p> <p>事業者の違反行為によって、景観の破壊、悪臭や騒音が発生しているだけでなく、問題解決の為に迷惑を受けているだけの住民たちが日々対策を協議したり行政や調停などに問題を訴え続けなければならない、多くの時間が奪われ、弁護士を雇ったり訴えを行うのに多くのお金も奪われています。</p> <p>これまでの平穏だった筈の皆の人生を返してもらいたいくらいですが、せめてこれからは普通に生活させて下さい！</p> <p>丹波篠山市を安心して暮らしていける地域にして下さい。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
8	<p>賛成。景観を元通りに。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
9	<p>賛成。元の生活にもどして下さい。（安心出来る環境を願います。）</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
10	<p>賛成。ルールを守ってほしいです。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方	案の修正の有無
11	<p>今回の改正に対しては、反対する理由が見つかりません。大賛成です。</p> <p>私はこれまで約8年、桑原の河谷にある高坂鶏農園が発生させる悪臭や騒音に悩まされ大変迷惑しています。今回の条例改正は、その悩みが解消できる有効な方法だと言えます。</p> <p>法令を無視し迷惑行為を繰り返し、市の勧告や命令にも従わないような業者は、厳しい処分を受けて当然です。</p> <p>また、市が独断で撤去命令を発令する訳ではなく、環境審議会にきちんと意見を聞いた上で判断されるのですから、何の問題もないと考えます。</p> <p>今後、篠山の他地域においても、法令を無視し勝手な営業で住民に迷惑をかける業者が出てきた時の為にも、市の側できちんとした解決ができる形を作ることは重要だと思います。</p> <p>市議会において前向きに検討され、可決していただくことを希望します。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
12	<p>改善命令の実効性が確保されるよう改正されることには、大いに賛成いたします。</p> <p>市民の生活環境を守る条例となることを願います。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
13	<p>賛成します。撤去して下さい。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
14	<p>賛成します。1日も早い解決を望んでいます。</p> <p>施設の撤去や事業の停止はルールを守らない人に立ち向かう為の必要な条例だと強く思います。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし
15	<p>今回の「丹波篠山市環境保全条例の一部改正(案)」は、氏名公表や改善命令の遵守の実効性を高める為には必要な事と考えます。</p>	<p>条例の改正により市民が公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保できるよう努めます。</p>	修正なし

※類似の意見は集約しました。

3 環境保全に関する意見交換会（7/10開催）でのパブリックコメント

（1）意見の数 4人、8件

（2）提出された意見の概要及び提出意見に対する市長の考え方等

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方	案の修正の有無
1	議会の議事録で議員から「氏名公表だけでは、あまり効果がないのではないか。」との質問に対し、「氏名公表が第一段階であり、以降検討して改善をしていきたい。」との回答がありました。今回の改正は、これらに基づいて改正をしていきたいということです。	令和元年に、改善命令の実効性を高めるために氏名等の公表ができるよう条例改正しました。その改正の議論（市議会民生福祉常任委員会）の中で、「氏名公表だけでは不十分ではないか。」との意見がありました。市として「まずは氏名公表の条項を設けて、効果を見極めていきたい。」と考えていましたが、更に実効性を高めるため今回撤去命令の追加することとしました。	修正なし
2	附則第5項に「前項の届出にかかる」とありますが、この前項は何を指しますか。	前項の附則第4項は「前項の規定に基づいて届出をした者は、第29条及び第30条に規定する届出をしたものとみなす。」とあり、その前項の附則第3項は「平成11年3月31日までに指定家畜飼養施設を設置していた者は、令和2年3月31日までに規則で定める事項を、市長に提出しなければならない。」としています。令和元年度の改正で、合併以前に設置されていた方で規則に基づく届出をされた方は、設置届、変更届を提出したものと見なし、その届出をした施設の範囲内では、今回改正する第29条第2項の規制距離を適用しないこととしています。	修正なし
3	撤去命令とはどのあたりまでの撤去の内容となりますか。	撤去するものにより様々なケースが考えられますが、指定家畜飼養施設に該当するのであれば、原則家畜飼養施設自体を撤去することを考えています。	修正なし
4	建物の基礎にコンクリートが打ってある場合、撤去対象になりますか。	指定家畜飼養施設を撤去することになります。コンクリート部分が指定家畜飼養施設になると判断されればコンクリート部分の基礎も撤去することになります。家畜を全部撤去して違う施設で使用する事になれば、指定家畜飼養施設でなくなれば、撤去の対象とならない可能性があります。所有者がどのような対応されるかにより変わってきます。	修正なし
5	「生活環境を著しく侵害している」の「著しく」の意味は、被害を受けている当事者は、些細な事でも「著しく」を感じる場合があります。また被害を出している当事者はこんな程度で、と感じられることが考えられます。何ををもって「著しく」という言葉を定義されますか。	基本的に改善命令や行政代執行をする場合、法令に客観的に違反していることが前提となり、かつ生活環境を著しく侵害しているかは、法令や条例をどの程度違反しているかによります。例えば数値のあるものではその数値がどの程度基準値を超しているのか、あるいは、長期間法令違反が改善されていないという観点等です。こういった客観的な部分を踏まえて、著しく生活環境を侵害しているかを判断していくこととなります。したがって主観面単独で生活環境を著しく侵害しているというところだけで、撤去命令、行政代執行ができる規定になっていません。行政代執行をするためには厳格な手続きを採用していますので、抽象的な、主観面だけで判断することにはなりません。人によって受忍限度が異なるため、違反状況の限度を踏まえるとともに、行政だけでなく、第三者機関の環境審議会の意見を聴いて生活環境が侵害されているかを総合的に判断することとしています。	修正なし

NO	提出意見の概要	提出意見に対する市長の考え方	案の修正の有無
6	<p>市環境保全条例では、近隣住家からの規制距離が定められています。その規定に違反して設置しているケースがあります。住民からすると例え悪臭がなかったとしても、存在自体が条例違反状態にあり、著しく生活環境を侵害していると感じます。臭いは上がり下がりがあり、アンモニアだけがくさいわけではありません。鼻が感知するいろんな物質でくさいと感じます。生活を著しく侵害されていると感じるという理由に、違反の状態を設置し、そのまま営業されて、色々な問題が発生してその存在自体が困っているという市民がいるということをパブリックコメントの意見として受け取りいただきたいです。</p>	<p>ご指摘の距離基準に違反している場合の客観面として、指定家畜飼養施設からの距離により生活環境面への侵害は異なり、距離が近い住家の方が生活環境の侵害は高いと思われます。法令違反の状態がどれだけの期間継続しているのか。改善に向けた取り組みがどれだけ実施されているのかなどが今後の生活環境に影響することになります。悪臭や距離等を含めて総合的に判断します。</p>	修正なし
7	<p>条文の中では、環境審議会の意見を聴いて生活環境の著しい侵害を検討されるとありますが、生活環境は、地域の元々の景観であるとか、自然環境も含んでいます。空気の流れや綺麗な水、動物や植物など生活環境のベースとなる元々あるものの前提に立って、現状だけでなく本来のあるべき姿をトータルに把握いただき、生活環境をどの程度侵害しているかを判断されるべきと考えます。著しく生活環境を侵害している判断基準を市はどのように考えていますか。</p>	<p>環境保全条例では、「法令等に定める規制基準に適合していない」という条文があるので、それぞれの法令等の趣旨・目的、保護法益等を考慮して、景観に関する条例等に生活環境等も保護する趣旨・目的が含まれるのかという枠組みで判断することになります。景観も生活環境の一部と捉えることができる場合において、景観を損なっていると判断すれば、生活環境を侵害していると判断できると考えています。</p>	修正なし
8	<p>第三者機関である環境審議会はどのようなメンバー構成ですか。</p>	<p>環境審議会は、環境基本条例に規定された委員会です。メンバーとして、農業関係者、環境教育や生物多様性などを専門とされる大学の先生、地球温暖化エネルギー関係で活動されている方、森林資源やバイオマスを活用されている方、一般市民など20名で構成しています。</p>	修正なし